

不利益処分に係る処分基準(法令)

法令名及び条項	処分の概要	担当課名
食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成2年法律第70号）第20条	措置	生活衛生課

1 法第20条に基づき、公衆衛生上必要な限度において同条第1号から第3号に規定される措置を採る場合の審査基準は次のとおり。

法第19条に規定する食鳥が疾病にかかっているため若しくは同条に規定する食鳥とたい、食鳥中抜とたい若しくは食鳥肉等が疾病にかかった食鳥に係るものであるため、若しくは同条に規定する食鳥、食鳥とたい、食鳥中抜とたい若しくは食鳥肉等に異常があるため食用に供することができないと認められるとき、又は同条に規定する食鳥、食鳥とたい、食鳥中抜とたい若しくは食鳥肉等により若しくは同条に規定する食鳥のとさつ、羽毛の除去若しくは内臓の摘出により病原体が伝染するおそれがあると認められるときであって、当該措置を採る必要があると保健所長が認めること。ただし、同条に規定する消毒、廃棄又は食用に供することができないようにする措置により、法第20条第1号から3号に規定される措置の目的が達成される場合にあつては、この限りでない。

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。